

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第23号

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号カ中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同号中ヌをネとし、ニをヌとし、ナをニとし、トをナとし、テをトとし、ツをテとし、チをツとし、タをチとし、ソをタとし、セをソとし、スの次に次のように加える。

セ 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号

第3条第2号中セをタとし、スをソとし、シをセとし、サの次に次のように加える。

ス 法第86条の8第1項又は第3項

第3条第2号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 法第68条第5項

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「により同一敷地内」を「により一の敷地内」に改める。

第2号様式中「美観地区」を「景観地区」に改める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)